

京都市告示第 24 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和 6 年 4 月 1 日

京都市長 松井孝治

| 医師名   | 診療場所                | 診療科目  | 障害区分 | 追加する障害区分                      |
|-------|---------------------|-------|------|-------------------------------|
| 野元 翔平 | (独) 国立病院機構<br>宇多野病院 | 脳神経内科 | 肢体   | 視覚*、聴覚*、平衡、音声・言語、そしゃく、ぼうこう・直腸 |

\*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター相談課)